

動物愛護管理センター整備条件調査業務委託 仕様書

1 業務名

動物愛護管理センター整備条件調査業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月28日までとする。

3 業務の目的

市が指定する整備候補予定地3箇所について、動物の愛護と適正な管理を啓発する拠点となる動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）を整備するにあたり、災害発生時の安全性や施設機能の確保、新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症対策の強化、動物の鳴き声や臭い等による周辺環境への影響、さらには、教育面での市民の利便性、付帯設備等を含めた整備コスト等について調査する。

この調査結果等を基に、市がセンター整備の候補地を選定する。

4 業務実施の背景

動物愛護管理センターの整備については、令和元年度において市民の各界各層を構成員とした動物愛護センター整備検討市民委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、検討結果をとりまとめた。その後、改正都市再生特別措置法の公布や市内河川の洪水ハザードマップの改正により、委員会において整備候補予定地として提示した全2箇所が災害区域に含まれた。

また、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号、以下、「基準省令」という。）が令和3年6月に施行され、犬・猫を収容するケージの大きさの最低基準や運動場の規定が新たに設けられ、その基準を踏まえた施設整備が必要となった。

これらのことから、災害発生時の安全性や施設の機能確保、人獣共通感染症対策、周辺環境等への影響等を念頭に置き、委員会から全会一致で報告された施設の機能や構成等を基本としながら、新たな整備候補地も視野に入れ、改めて整備に関する諸条件について調査・検討することとなった。

5 整備するセンターの想定

本市が整備するセンターにおいては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護管理法」という。）等に基づき、動物の適正な管理と愛護の啓発を行うため、必要な施設構成や規模等について検討する。

なお、委員会の検討結果報告書（市公式ホームページで公開済）において、委員の総意として報告された施設の機能、構成を基本とする。

(1) 施設の機能

- ① 犬・猫の適正な飼い方を啓発する機能
- ② 犬・猫の殺処分を極力減らす機能
- ③ 犬・猫とのふれあいの場を提供する機能
- ④ 放浪犬等を保護収容・管理する機能
- ⑤ 狂犬病等の感染症予防対策機能
- ⑥ 動物関係ボランティア・団体との連携（運営参画を視野）
- ⑦ 災害時における対応機能

(2) 施設の構成

- ① 収容直後の犬・猫を管理する部門（保護管理部門）

保護収容した犬や猫の健康状態を確認後、疾病の有無や人への順化等を観察し、譲渡適正を判断する。

 - ア 受入室
 - ・収容した犬や猫を診察する。
 - イ 健康管理室
 - ・収容している犬や猫の健康管理を行う。
 - ウ 犬・猫飼育室
 - ・犬や猫を収容し、状態を観察する。
 - エ 隔離室
 - ・感染症棟を発症している犬や猫を隔離する。
 - オ 処分・焼却室
 - ・犬や猫の殺処分、死体の焼却を行う。
- ② 譲渡適正があると判断した犬・猫を管理する部門（愛護・啓発部門）

経過観察後、譲渡適正があると判断した犬や猫を譲渡する。また、状況に応じ、来場者とのふれあいも行う。

 - ア 犬・猫飼育室
 - ・譲渡対象となった犬や猫を収容する。
 - イ グルーミング室
 - ・主に犬の被毛等の管理を行う。
 - ウ 譲渡室
 - ・新たな飼い主と犬や猫の相性確認等を行う。
- ③ 動物の適正管理と愛護の啓発を行う部門（啓発部門）

動物愛護管理法や狂犬病予防法に基づき、適正な動物の管理と愛護の普及啓発を行う。

 - ア 事務室
 - ・動物の愛護管理に係る事務、及びセンターの運営管理を行う。
 - イ 研修室
 - ・犬や猫の飼い方教室、各種研修等を行う。
- ④ 動物を収容するうえで必要なもの

- ア 犬運動場
 - ・収容犬の運動を行う。
- イ 飼料室
 - ・犬や猫のエサを保管する。
 - ・災害発生時に備え、備蓄機能を付帯する。
- ウ ボランティア室
 - ・センターの運営ボランティアの活動拠点。
- エ 倉庫（備蓄倉庫を含む）
 - ・各種資機材や災害発生時に備えたケージ等を備蓄する。
- ⑤ 施設管理のうえで必要なもの
 - おやこ室（授乳等）、便所、更衣・シャワー室、エントランス（情報発信コーナー付帯）、駐車場、電気・機械・給排水設備 等
- ⑥ 災害時における対応機能
 - ・大規模災害発生時には、動物救護活動の拠点となる。
 - ・飼い主とはぐれた犬や猫等を保護、収容することもある。
- (3) 収容頭数
 - 委員会から全会一致で報告された犬 26 頭、猫 30 匹を基本とする。
- (4) 現在、実施している事業（イベント等）
 - ① 飼い犬のしつけ方教室（講義、実技）
 - ・10 家族程度／回、年 4 回程度
 - ② 動物愛護絵画コンクール
 - ③ 動物愛護ふれあいフェスティバル
- ア 延べ来場者数
 - ・令和元年度：1,650 人程度
 - ・平成 30 年度：780 人程度（悪天候）
 - ・平成 29 年度：500 人程度（悪天候）
- イ 開催内容（実績）
 - ・動物絵画コンクール表彰式（併催）
 - ・講演会（芸能人等）、映画上映
 - ・獣医師体験、乗馬体験、啓発相談ブース 等
 - ・スタンプラリー
- ※ 新型コロナウイルス感染症等のため、ここ数年は開催していないものがある。
- ※ 上記は、整備するセンター内において、すべてを実施することを必ずしも想定していない。
- (5) 今後において想定されるもの
 - ① 猫の管理教室
 - ② 獣医師体験教室、犬猫のお世話体験会 等

6 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施するとともに、実施にあたっては関係法令や市の条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、市と協議を行い、その意図や目的を十分理解したうえで、適正な人員配置のもと、業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務に着手したときは、市に対して業務着手届を提出するとともに、業務の進捗について定期的に報告を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託もしくは請負わせてはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により市の承諾を得るものとする。
- (5) 本業務の実施に関して疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 業務内容

本市が提示する3箇所の整備候補予定地について、災害発生時の安全性や施設の機能の確保、人獣共通感染症対策、動物の鳴き声や臭い等による周辺環境への影響等を比較・検討する、整備条件調査を実施する。

(1) 整備候補予定地

- ① 総合保健福祉センター敷地内（内郷高坂町四方木田 191）
 - ② ポリテクセンター跡地（内郷綴町舟場 1-161、外）
 - ③ 中部衛生センター敷地（常磐藤原町滝沢 37-1）
- ※ 中部衛生センターは、今後廃止を検討している。
- ※ 上記の記載順序は、優先順位等ではない。

(2) 関係法規等の制約条件等の調査

センター整備に関わる法的要件等について、調査する。

(3) 災害発生時の安全性

全国的に大規模災害が頻発している状況を踏まえ、災害発生時における人と動物の安全性について、動物救護の拠点となるセンターへのアクセスも含め、災害エリア等の指定状況等から調査、検討する。

(4) 人獣共通感染症対策、周辺環境等への影響

- ① 新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、コロナを含む人獣共通感染症への注目度が増している。感染対策について検討する。
- ② 犬・猫の鳴き声や臭い等による周辺環境への影響について、科学的根拠等を踏まえ、その対策等について検討する。

(5) 平常時におけるセンターへのアクセス

センターは、本市の動物の愛護と適正な管理を啓発する拠点となるため、市内各地とのアクセスや市民の利便性について調査する。

(6) 施設内容

- ① 基本的事項

ア 委員会の検討結果報告書において、委員の総意として報告された施設の機能、構成を基本とする。

また、本市が提供する犬猫の収容頭数から、適正な収容能力を検討する。本市の収容頭数の実績については、本業務の契約締結後、受託者に対して提供する。

イ 施設内については、人獣共通感染症対策が講じやすく、施設内の各エリアが効率的かつ効果的に配置され、施設の運営・管理・利用の面からも優れた動線が確保できるよう検討する。

ウ 検討結果報告書に記載があるもののほか、必要な付帯施設や設備等について検討する。

エ 整備候補予定地に既存施設が存する場合は、その活用の可否も含めて検討する。

オ センター整備に際し、敷地の造成や上下水道等のインフラの整備等が伴う場合は、その費用について検討する。

② センター整備における留意事項

ア 施設の規模

- ・委員会報告書におけるセンターの規模については、令和元年度時点における過去の動物の収容実績や、配置しているケージ・檻（以下、「ケージ等」という。）等の大きさを基に、委員会において検討して委員会委員の総意として報告されたものである。
- ・基準省令の施行により、犬や猫のケージ等の基準が示されたため、センター整備にあたっては、基準省令を基本とする。
- ・動物愛護管理法の一部改正等に伴い、令和3年度における本市の動物の収容実績が減少傾向にある。
- ・これらを考慮し、適正な施設規模等について検討する。

イ 犬運動場

- ・基準省令に基づき、風雨等の遮りや収容頭数に合わせた運動時間が確保できるなど、必要な仕様やスペース等について検討する。

ウ 保健所との連携や既存施設の活用

保健所との連携や既存施設の活用については、センターの立地場所や既存施設の活用等の可否を含めて検討する。

- ・保健所には、動物収容室（現在は猫が主）のほか、エックス線設備を付帯した動物処置室や相談室がある。
- ・犬を収容する施設として、犬管理所を別途設置している。

昭和42年度設置、平成6年度増築、平成11年度大規模改築

所在地：いわき市平赤井字浅口 地内

敷地面積：929.08 m²、延床面積：89.26 m²

機能：犬収容、処分（譲渡・殺処分等）、焼却

新耐震基準は満たしていない。

(7) 概算事業費の検討

整備候補予定地における概算工事費（造成、建築、改築、設備等を含む）や大型備品購入費、管理運営費、その他経費等、センター整備に際して必要となる費用を検討する。

(8) 現況分析及び問題点等の抽出

これらの調査結果等を踏まえ、各整備候補予定地にセンターを整備する際の問題点等を抽出し、分析する。

(9) 調査検討のとりまとめ

業務から得られた考え方や施設の整備内容等について、とりまとめる。

(10) 施設等の計画案の検討

整備候補予定地の検討結果を基に、市と協議のうえ、センター整備方針案を作成する。

(11) 関係機関等との協議に係る資料の作成

市の要請等を受け、必要に応じて作成する。

8 打合せ及び会議録

(1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務に関する市との打合せを少なくとも業務着手時、調査概要のとりまとめ時、及び成果品とりまとめ時の計3回を行うほか、市の要請等、必要な都度行わなければならない。なお、打合せは、いわき市保健所において面談で行うことを基本とするが、新型コロナウイルス感染症等、不可抗力により面談を行うことが困難である場合は、WEB会議システム（ZOOM等）により行うこともある。

(2) 受託者は、市の担当者と常に密接な連絡を取り、業務の方針や条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度、受託者が打合せ記録（会議録）を書面で作成し、相互に確認しなければならない。

9 資料の貸与及び使用制限

(1) 本業務の遂行に必要な市のみが保有する関係資料等については、受託者に無償で貸与する。なお、貸与された関係資料等は、本業務完了後、速やかに市へ返却すること。

(2) 受託者は、貸与された資料等について、本業務関係者以外の第三者に情報が漏れないよう、その取り扱い及び保管に十分留意するとともに、本業務の目的以外では使用してはならない。

10 土地の立ち入り等

(1) 受託者は、本業務を実施するため、公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ市の担当者との協議するとともに、受託者の責任において関係者と綿密かつ十分なる協議を保ち、円滑な調査を行うこと。

- (2) 受託者は、身分証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを呈示すること。

11 成果品に係る著作権等

- (1) 本業務に係る成果品の著作権及び所有権は、すべて市に帰属することとし、受託者は市の許可なく、これを公表、貸与、譲渡または使用してはならない。
- (2) 受託者は、市が成果品を使用するに際し、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受託者は、市に引き渡した成果品について、第三者が保有する著作権等を侵害するものを保証するとともに、第三者の保有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、第三者の保有する特許権その他の知的財産、ノウハウ等に関する権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

12 成果品

- (1) 受託者は、本業務を誠実に遂行し、本業務の完了後ただちに、業務完了届とともに成果品として、次のものを提出すること。
 - ① 調査報告書 5部
 - ② 同概要版 10部
 - ③ 上記のデータ 一式
 - ④ その他、市が必要と認めるもの 一式
- (2) 提出方法等については、市と受託者が協議のうえ決定する。

13 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ、市の指示に従うこと。
- (2) 本業務の遂行上知り得た秘密事項（受託者が市から貸与、受領または閲覧した資料等を含む）は、市の了承を得ずに第三者に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。本業務の終了後も同様とする。

また、個人情報の取り扱いについては、いわき市個人情報保護条例（平成16年6月24日いわき市条例第19号）を遵守しなければならない。

以上